

関西SDGsプラットフォーム 食品ロス削減分科会 ZERO FOOD WASTE 会則

(目的)

第1条 運営要領第18条に基づき本会は、食品ロス削減はもちろんのこと食品廃棄物全般の削減に向けて、食に関わる企業や生産者、教育関係者が削減方法を考え、取組む活動を推進することを目的とする。

(名称及び事務局)

第2条 本会は、「関西SDGsプラットフォーム 食品ロス削減分科会 ZERO FOOD WASTE (略称 ZERO FOOD WASTE)」と称し、事務局は関西SDGsプラットフォームより承認を得た特定非営利活動法人Deep Peopleが担う。

(活動)

第3条 本会は第1条の目的を達成のため次の活動を行う。

(1) 食品ロス削減の推進

- ・食品ロス削減の手法を会員同士で学び合い、共同研究・実施等を行う。
- ・調査・分析をし、現状の食品ロスの数値化を行う。
- ・食品ロス削減目標を立て、食品ロス削減に取り組む。
- ・削減目標の結果を検証し、評価する。

(2) 食品ロス削減に関する地域社会への発信

- ・将来世代である子ども達を含む、地域・社会等に対して、食品ロス削減への啓発活動を行う。
- ・食品ロス削減に向けてひとりひとりが意識し、削減への活動を主体的に取り組める機会を創設する。

(協力事項)

第4条 会員は第1条の目的を実現するために、次の事項を実施する。

- ・ZERO FOOD WASTE 宣言
- ・現状把握と個別目標を毎年設定し、報告
- ・分科会主催イベント(勉強会、見学会、講演会等)への積極的な参加・周知への協力
- ・その他第1条目的を実現するために必要な事項

(守秘義務)

第5条 分科会活動において知り得た会員の秘密情報(秘密情報である旨が明示された情報に限る。)を相手方の承諾なしに、第三者に開示又は提供等してはならない。なお、情報の開示又は提供等に当たっては、法令及び条例の定めるところによるものとする。

2 本会の会員資格を喪失した後も前項の秘密保持の義務を負う。

(禁止事項)

第6条 分科会活動内で、以下の活動を禁止する。

- ・営利を目的とする活動
- ・宗教的目的を有する活動
- ・政治目的を有する活動
- ・公の秩序及び善良な風俗を乱す活動
- ・社会的妥当性を欠く活動
- ・その他、会の目的や主旨・運営に反する活動があった場合、その都度運営委員会で協議し解決することとする。

(運営委員)

第7条 本会は活動を実行するために、3名以上の運営委員を置く。

- ・運営委員は会員の中から事務局の推薦により選出され、任期は2年である。運営委員の再任は妨げない。
- ・運営委員の退会は、事務局の承認を得るものとする。
- ・運営委員会は事務局が招集し、運営委員が出席する。
- ・運営委員は、次の事項を審議する。

活動方針の策定や実施

事業計画及び予算に関すること。

事業報告及び決算に関すること。

会則の制定及び改廃に関すること。

関西 SDGs 運営委員会への分科会の活動内容報告に関すること。

その他運営委員に関する基本的事項及び重要事項に関すること。

・運営委員は、関連する団体、専門家または学識者などのほか、会議に必要な者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(会費及び会計監査)

第8条 会費及び会計に関しては以下のように定める。

(1) 当分科会への参加費としての会費を会員から徴収する。

会員は毎年定められた会費を一口の場合は、年間一括納金する。複数口で 6,000 円/月以上の場合には、一括納金または月払い（当月末締め、翌月末払い）のいずれかを選択できる。年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

会費は下記のとおり定める。

法人会費：3,000 円/月・口（税別） 一口の場合：年会費 36,000 円（税別）

個人会費：1,000 円/月・口（税別） 一口の場合：年会費 12,000 円（税別）

行政・教育機関：無料

(2) 当分科会が事業を主催及び共催行う際の参加費及び経費は、前項の会費とは別に、必要に応じて徴収するがその金額および目的については、運営委員で承認または同意を得るものとする

(3) 会員がその所属の命において出張したとき、その出張が運営委員によって承認された場合はその者の所属の出張規定に則して、旅費および日当を本分科会から支給することができる

(4) 収入、支出及び資産を明らかにするため、会計及び資産に関する帳簿を事務局が整備し、会計年度終了後に運営委員に報告する。

(5) 会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日に終了するものとする。

(入会)

第9条 入会を希望する者は、関西 SDGs プラットフォームに加入の上、所定の様式を提出することにより会員となることができる。

年度途中での入会時は、3月までの月数で算出する。

(退会)

第10条 会員で退会しようとする者は、本会事務局に退会届を提出しなければならない。

- ・年度途中で退会するときは、会費の精算はしない。
- ・会費を所定の期間内に納入しない場合は、会員資格を失い、自動的に退会とする。

(会員の除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するときは、運営委員の過半数以上の議決を経て、これを除名することができる。

- ・禁止事項を行ったとき
- ・分科会の名誉を傷つけたとき
- ・分科会の目的に反する行為があったとき
- ・その他、運営委員会で過半数以上の議決を経て、除名相当と判断されたとき

(会員資格の喪失)

第12条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

- ・退会
- ・法人会員である法人の解散
- ・個人会員の死亡または失踪宣言
- ・除名
- ・会員との連絡が取れなくなったとき
- ・本会が解散したとき

(解散)

第 13 条 本会の解散は会員の 4 分の 3 以上の決議を得なければならない。また団体を解散しようとする場合は、関西 SDGs プラットフォームでの所定の手続きを行わなければならない。

(雑則)

第 14 条 この会則に定めるもののほか、分科会の運営に関し必要な事項は運営委員が定める。

(付則)

第 15 条 この会則は 2020 年 4 月 1 日より施行する。

以上

制定 2020 年 3 月 11 日

施行 2020 年 4 月 1 日